

# 文教福祉常任委員会会議録

令和7年12月11日

寒川町議会



出席委員 黒沢委員長

山上委員、馬谷原委員、横手委員、吉田委員、福岡委員、山田委員、橋本委員、太田委員  
岸本議長

欠席委員 青木副委員長

説明者 宮崎子ども育成部長、徳江保育幼稚園課長

案 件

(付託議案)

1. 議案第76号 寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

午前11時25分 開会

【黒沢委員長】 皆さん、こんにちは。本会議終了後、大変お疲れのところ、委員の皆様にはお集まりをいただき、大変ありがとうございます。

ただいまより文教福祉常任委員会を開催させていただきます。

本日の案件につきましては、12月9日の本会議で事件の訂正として承認されました議案第76号 寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての付託議案1件でございます。

本議案につきましては、執行部より再度訂正内容の説明を受け、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、執行部入室まで暫時休憩といたします。

---

【黒沢委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

12月9日の本会議で承認されました議案第76号 寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。本議案について説明を求めます。

宮崎子ども育成部長。

【宮崎子ども育成部長】 改めてまして、皆様、こんにちは。

このたびは私どもが提出しました議案に誤りがあったことにより、このような形で文教福祉常任委員会を開催していただくこととなり、誠に申し訳ございません。本会議でも申し上げましたとおり、今後、業務に対しまして一層気を引き締めて臨みますとともに、今回のような誤りが生じないように、確認する体制を強化しまして、再発防止に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

それでは、事件の訂正の内容につきまして、徳江保育幼稚園課長からご説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【黒沢委員長】 徳江保育幼稚園課長。

【徳江保育幼稚園課長】 それでは、議案第76号 寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例の制定についての訂正について、ご説明申し上げます。

初めに、このたびの事件の訂正により、ご審査が終わった後にこのようなお時間を頂戴することになり、大変申し訳なく思っております。深くおわび申し上げます。

これからご説明させていただく内容につきましては、本会議での部長の説明と重複する部分もございますが、ご了承のほどお願いいたします。

それでは、事件の訂正についてご説明申し上げます。本議案については、令和7年11月25日に上程をし、本会議での説明、質疑の後、文教福祉常任委員会に付託され、審査を終えたところで、議案（案）の文章中に誤りがあることに気づき、このたび訂正をお願いしたものでございます。

タブレット資料の16分の16ページの寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、訂正に係る新旧対照表をご覧ください。第27条において、訂正前の「乳幼児等通園支援事業所」を訂正後の「乳児等通園支援事業所」とするものでございます。ご説明につきましては以上でございます。

改めて、本件につきましては、このようなことが二度と起こらないよう、より一層注意を払い、気を引き締めて業務に当たり、再発防止に努めてまいります。重ねておわび申し上げます。

【黒沢委員長】 ただいま説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑がある委員は挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】 質疑なしと認めます。大変にご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

---

【黒沢委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

文教福祉常任委員会に付託されました議案第76号は質疑まで終了いたしました。

この後、討論、採決の予定でありますけれども、討論のための休憩についてはいかがいたしましょうか。

（「なし」の声あり）

【黒沢委員長】 休憩なしでというお声がありましたので、このまま討論に入ってまいりたいと思います。

これより討論に入ります。議案第76号 寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、討論はありませんか。

まず、本案に反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 それでは、議案第76号 寒川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

今回のこの条例ですけれども、通称、誰でも通園制度ということでもありますけれども、これに関して6歳から3歳までの子どもを短時間預けることもできるということではあったのですが、これに関して町内で受け入れるシステムもできるということからの条例の制定だと思っておりますけれども、これに関して事前に今

現在ある事業者さんたちに相談しても、なかなか手が挙がらなかったということでありました。これに関して、なかなか受け入れ体制ができない、また、今は保育士不足というところもあります。そこでやっぱりなかなか受け入れられないという状況がある。

また、そして、短時間という、月に10時間以内というところでありまして、保護者が預けるという点では、そういう需要もあるかと思いますが、乳児の立場から立つと、慣れないところに預けられるという点に関しては、なかなか不安もまた出てくるんじゃないかなというところでありまして。そういう点から反対といたします。

【黒沢委員長】 次に、賛成討論のある方。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 反対討論のある方。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

【黒沢委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【黒沢委員長】 挙手多数であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして文教福祉常任委員会を終了させていただきます。

大変にありがとうございました。

午前11時33分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 2月 24日

委員長 黒沢 善行